

公益財団法人土佐山内記念財団 学術研究・文化学術振興活動助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人土佐山内記念財団（以下「財団」という。）が学術・芸術・文化活動の振興に資するため、団体・個人が行う学術研究・文化学術振興活動に対し、助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(交 付)

第2条 財団は、高知県の歴史や文化に関する学術的研究、あるいは高知県内の地域を対象に研究または文化的活動および教育的活動を行う個人または団体で適当と認めるものに対して助成金を交付する。

(対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、下記要件いずれかに適合するものとする。

- (1) 高知県に関するテーマあるいは高知県内に所在する資料を対象に、以下の分野に該当する調査研究
 - ア 歴史学のうち文献史学、および歴史考古学とそれに関連する分野の調査研究
 - イ 美術史・国文学・社会学などの人文社会系分野
 - ウ 医学史・科学史・建築史などの理工系分野
- (2) 高知県内の地域を対象に、以下の分野に該当する研究および活動
 - ア 地域における有形・無形文化財の保護・継承に関する分野
 - イ 地域の歴史的文化遗产（歴史資料・美術工芸品・文化財一般を広く対象とする）を活用した地域文化の紹介・振興および地域社会の振興に関する分野
 - ウ 地域に係る有形・無形文化財あるいは歴史的文化遗产を活用し、歴史または文化を重要な構成要素とした地域づくり・催し物などに関する分野
 - エ 地域における歴史・美術史・文化史などをキーワードにした学校教育、生涯学習、特別支援教育、国際交流などに関する分野
 - オ その他、高知県内の地域文化の発展に寄与すると認められる分野
- (3) 興業その他専ら営利、宣伝を目的としないもの。
- (4) 特定の政治又は宗教活動を目的としないもの。
- (5) 明確な会計経理を実施、報告すること。
- (6) ポスター、チラシ、パンフレット、看板等に財団の助成の旨を表示すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該事業の経費のうち主催者の人件費等固定的、恒常的な経費その他事業に直接要しない経費を除いた経費から、入場料等事業実施に伴う収入、補助金、助成金等を差し引いた金額（対象経費）の範囲内で、助成の必要性、効果等を勘案して決定する。

2 助成金の限度額は、概ね25万円を上限とする。

(申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、交付申請書（第1号様式）に収支予算書（第2号様式）その他必要な書類を添えて、所定の期日までに、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(交付可否の通知)

第6条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知する。ただし、当該申請をしたものが別紙に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(審査会)

第7条 助成金の交付の決定にあたっては、必要に応じ審査会を開催し、審査を行う。

2 審査会は、理事長及び理事長が任命する10人以内の委員をもって構成する。また、審査会は適宜専門家の助言を求めることができる。

3 審査会は、理事長が招集し、議長は理事長とする。

(助成金の請求)

第8条 事業者は、第6条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に概算払請求書を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、申請者に対し助成金を交付する。

(事業の変更等)

第10条 交付の決定を受けたもの（以下「事業者」という。）が、当該事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、速やかに助成事業変更承認申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。なお、変更内容によっては、助成金額について見直しを行う。

2 事業者が、事業を中止しようとするときは、事業中止届出書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(実施報告)

第11条 事業者は、実施報告書（第5号様式）に収支決算書（第6号様式）を添えて、事業終了後1ヶ月以内、ただし3月10日以降に完了する事業については翌年度4月10日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第12条 理事長は、前条の実施報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、確定通知書により事業者に通知する。

(助成金の返還)

第13条 次の場合には、交付決定の取り消し及び助成金の全部又は一部を返還させる場合がある。

- (1) 交付を受けた額と実際に支出した額との差額が生じ、交付金に剰余額が発生した場合
- (2) 申請内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 活動の実施、継続が困難であると理事長が判断したとき
- (4) 実施報告内容に虚偽があることが判明したとき
- (5) 正当な理由なしに証拠書類等が所定の期間（当該事業の完了後5年間）、保存されていないとき

附則 この要綱は平成28年4月16日から施行する。

別紙（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を給与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。